

ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム認証事業申請要領

(目的)

第1条 この要領は、ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が、ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム認証事業（以下「認証事業」という。）の認定に必要な事項を定め、会員による認証事業の実施を推進し、パラスポーツのチカラで静岡をもっと元気にして、県民が健康で豊かに、一人ひとりがいきいきと暮らせる多様性のある共生社会を実現することを目的とする。

(認証の対象)

第2条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次に掲げるコンソーシアムの活動理念に合致し、パラスポーツの振興に寄与するものを認証する。

- (1) ビジョン: 日本一、パラスポーツで幸せを実感できる県になる
- (2) ミッション: パラスポーツのチカラで静岡を元気にする
- (3) バリュー: パラスポーツで“つながる” “ひろがる” “つくる”

(認証した事業・活動への支援)

第3条 認証事業に対しては、以下の支援を行う。

- (1) コンソーシアムのロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用の許可
- (2) コンソーシアムの後援名義の使用を希望する場合は、その使用許可
- (3) コンソーシアム及び公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）の広報媒体を通じた情報発信・支援

(ロゴマークの使用に関する権利)

第4条 ロゴマークに関する一切の権利は、コンソーシアムに帰属する。

(認証事業の申請主体)

第5条 コンソーシアムの会員は、会長に対して、認証事業の申請を行うことができるものとする。

(認証の申請)

第6条 認証事業の申請は、別記様式に必要な事項を記載し、メール又は書面により、事業実施の7日前までに会長に申請しなければならない。なお、特別な事情により、7日前までに提出できない場合は、この限りではない。

- 2 企画委員会委員長（以下「委員長」という。）は、前項の規定により申請を行った会員（以下「申請者」という。）に対し、必要に応じて追加で資料等の提出を求めることができる。

(認証の制限)

第7条 委員長は、次の各号のいずれかに該当する事業・活動については、認証事業に認定しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) コンソーシアムの活動理念に違反していると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人、商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に資すると委員

長が認める場合はこの限りではない。

- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2に規定する営業又はその広告等に関連する事業。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に資すると委員長が認める場合はこの限りではない。
- (7) ロゴマークの使用によって、認証を受けた事業・活動で使用了物品等の品質や産地、その他の誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) その他、委員長が不適切と認める場合

（認証の対象とならない事業・活動の実施主体）

第8条 委員長は、申請する者が前条各号に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証事業の申請を受理せず又は受理を取り消すものとする。

- (1) 会員でない者が申請した場合。ただし、会費の納入等の手続き中の場合を除く。
- (2) 会員を装って申請したことが判明した場合
- (3) その他、委員長が不適切と認める場合

（認証の手続）

第9条 委員長は、第6条第1項の規定による認証の申請があった場合は、その内容を審査し、認証を行うものとする。この場合、委員長は申請者に申請項目について確認を求め、又は必要に応じて条件を付することができるものとする。

- 2 委員長は、前項に規定する認証の可否について決定した場合は、メール又は書面に必要な指示事項を添えて申請者へ通知し、また、メール又は電子媒体によりロゴマークのデータを当該申請者へ送付するものとする。

（情報発信等）

第10条 委員長は、認証した事業について、申請書の内容により、ホームページ等を活用した広報ができるものとする。

- 2 委員長及び申請者は、情報発信が正確かつ円滑に実施できるよう必要な情報の共有について相互協力するものとする。

（認証の変更等）

第11条 第9条の認証を受けた者が、当該認証を受けた内容について変更しようとする場合は、第6条の申請手続きに準じて、変更申請の旨明記して変更を申請するものとする。

- 2 委員長は、前項の規定による変更申請があった場合は、その内容を審査し、変更後の内容の認証を行うものとする。
- 3 委員長は、前項に規定する変更認証を行った場合は、第9条に準じて当該変更申請者へ通知するものとする。

（実績の報告）

第12条 認証（前条の規定による内容の変更認証があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた申請者は、事業着手から相当期間内に事業の実施内容を会長に報告するものとする。

（遵守事項）

第13条 第9条の規定により認証を受けた団体は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければ

ばならない。

- (1) 認証を受けた事業・活動が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) ロゴマークの使用は、認証を受けた事業・活動に限ること。
- (3) 認証を受けたことによる権利を、譲渡、転貸又は継承しないこと。
- (4) ロゴマークの使用に当たっては、使用規則を遵守すること。
- (5) コンソーシアムの事務局が行う認証を受けた事業・活動の実施状況、実績等の調査その他の照会に応じること。
- (6) その他、各種の法令、条例、規程等を遵守すること。

(認証の取消し等)

第14条 委員長は、認証を受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 提出・申請した内容に虚偽のあることが判明し、又は虚偽の疑いがあると会長が認めた場合。
 - (2) 第7条又は第8条のいずれかに該当するに至った場合
 - (3) 前条に規定する遵守事項に違反した場合
 - (4) その他、本要領のいずれかの条項に違反した場合
 - (5) その他、認証を受けた事業の継続が不相当であると委員長が認めた場合
- 2 委員長は、前項に規定する認証の取消を行った場合は、当該取消を受けた者に通知する。
- 3 第1項の規定により認証の取消を受けた者は、認証取消の日から第3条に規定する支援を受けることができない。
- 4 委員長は、認証の取消を受けた者に対し、認証の取消を受けた事業・活動について、ロゴマークを使用した広報物等の回収等の措置を請求することができる。
- 5 コンソーシアムは、前3項の規定により、認証の取消を受けたものに生じた損害について一切責任を負わない。
- 6 委員長は、第1項の規定による認証の取消を受けたものが、その取消後に行った認証申請について、必要と認める期間、当該認証を行わないことができる。

(認証を受けずにロゴマーク等を使用した場合の差止め等)

第15条 委員長は、本要領に基づく認証を受けずにロゴマーク等を使用したものについて、直ちにその使用の停止を請求できる。

- 2 委員長は、認証を受けずにロゴマーク等を使用したものに対して、当該使用者が行う認証申請について、必要と認める期間、当該認証を行わないことができる。

(認証条件の変更)

第16条 コンソーシアムが本要領を更新し、認証条件を変更した場合には、既に認証を行なった認証事業に関しても変更後の要領及びロゴマーク等の使用条件を適用する。

(経費等の負担)

第17条 コンソーシアムは、本要領による認証の申請、変更申請、第13条第5号に規定する照会並びに認証を受けた事業・活動及びロゴマークの使用に係る経費・役務を負担しない。

(非保証・免責事項)

第18条 コンソーシアムは、認証を受けた事業・活動で使用した物品等について、その産地や品質の保証責任を負わない。また、コンソーシアムは、認証を受けた事業・活動の内容についての正確性、適法性及び合目的性を保証するものではなく、使用者が認証の内容に基づきロゴマークの使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと、又は法令、条例、規程等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

(賠償責任等)

第19条 コンソーシアムは、認証を行ったことに起因し認証を受けたものに生じた損失又は損害について、一切の責任を負わない。

2 認証を受けたものは、認証事業で使用した物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、コンソーシアムに迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。

3 認証を受けたものは、認証事業の実施及びロゴマーク等の使用に際して故意又は過失によりコンソーシアムに損害を与えた場合は、これによって生じた損害をコンソーシアムに賠償しなければならない。

4 コンソーシアムは、前2項に規定する場合に該当したもの、又はロゴマークの権利を侵害すると認められるものに対し、必要な措置を行うよう命ずるとともに、法的措置をとる。

(個人情報の取扱いについて)

第20条 事務局は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)」に基づき、収集する個人情報を適正に管理する。

(情報の公開)

第21条 コンソーシアムは、コンソーシアムの推進とロゴマークの適正な管理を図る観点から、認証の状況、認証の取消状況等について情報を公開することができる。

(管轄裁判所)

第22条 本要領に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、静岡地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

(その他)

第23条 本要領に定めるもののほか、当該認証に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月30日から施行する。